

○総務省告示第 号

端末設備等規則（昭和六十年郵政省令第三十一号）第九条（同令第三十六条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成六年郵政省告示第四百二十四号（端末設備等規則第九条の規定に基づく識別符号の条件等及び同規則三十六条の規定により同規則第九条の規定を準用する自営電気通信設備を定める等の件）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
<p>一 識別符号の符号長は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる条件によるものとする。</p>		<p>一 [同上]</p>	
使用する無線設備の区別	識別符号の符号長	使用する無線設備の区別	識別符号の符号長
[一〇七 略]		[一〇七 同上]	
<p>八 電波法施行規則第六条第四項第四号に規定する小電力データ通信システムの無線局（以下「小電力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備及び同項第十一号に規定する五・二帯高出力データ通信システムの無線局（以下「五・二帯高出力データ通信システムの無線局」という。）の無線設備</p>	<p>四八ビット以上。ただし、次に掲げる周波数の電波を使用するものについては、一九ビット以上とする。</p> <p>(1) 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下、 五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下又は 五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下</p> <p>[②・③ 略]</p>	<p>八 [同上]</p>	<p>四八ビット以上。ただし、次に掲げる周波数の電波を使用するものについては、一九ビット以上とする。</p> <p>(1) 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は 五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下</p> <p>[②・③ 同上]</p>
[九〇十三 略]		[九〇十三 同上]	
<p>二 使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定は、次の表の上欄に掲げる使用する無線設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる方法によるものとする。</p>		<p>二 [同上]</p>	
使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法	使用する無線設備の区別	使用する電波の周波数が空き状態であるとの判定の方法
[一〇五 略]		[一〇五 同上]	
<p>六 小電力データ通信システムの無線局の無線設備及び五・二帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備</p>	<p>[①・② 略]</p> <p>(3) 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下、 五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下又は 五、九二五MHzを超え六、四二五MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、次のとおりとする。</p> <p>[ア・イ 略]</p> <p>[④・⑤ 略]</p>	<p>六 [同上]</p>	<p>[①・② 同上]</p> <p>(3) 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は 五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、次のとおりとする。</p> <p>[ア・イ 同上]</p> <p>[④・⑤ 同上]</p>
[七〇十一 略]		[七〇十一 同上]	
[三〇五 略]		[三〇五 同上]	
備考 表中の「」の記載は注記である。			